

## 戦後高校教育の理念と課題

羽田 貴史・境野 健児\*

### はじめに

本稿は、戦後高校教育の理念とその具体的展開を素描するもので、今日の高次教育問題を考察する若干の視点を提示することを目的としている。

昨今の教育問題は、中学校が「非行」問題の主力を占めつつあることから、中学校が焦点かのようにも見えるが、問題はあくまでも12年間の実質的な公教育体制が確立する過程における矛盾であると捉えておかなければならない。そうだとすると青年の自己形成に深く関わり、しかも普通教育と専門教育の統一を通じて、青年の分裂を克服する契機とみた高校教育の定位のしかたが、公教育体制の帰趨に与える意味は大きい。

上記の問題意識に基づきつつ、第1章においては近代日本の中等教育の基本問題をおさえた上で、第2章では文部省刊行物を通じて戦後高校教育理念を確定する。第3章は、福島県の事例を通じ、農業高校の展開と課題を提起する。

### I. 日本の中等教育の基本的性格

#### 1. 愛川吾一と中等教育

山本有三が昭和12年に発表した『路傍の石』は、教養小説として不朽の位置を占めるものであろうが、この小説ほど、戦前の中等教育の性格を鮮やかに示しているものはないように思われる。

社会的上昇の道具としての中学校——明治30年代、吾一の住んでいた北関東の町にも中学が建つ。吾一の胸には、「中学にはいって、それからだんだん上へのしていくか、それとも、このちいさな町の土になってしまうか、ここが一生のわかれ道」（新潮文庫、24頁）と想いがよぎる。

階級的性格を持つ中学校——だが、学資を準備できない彼は進学をあきらめ、母の勧めに従い、伊勢屋に奉公する。母は言う。「中学にあがらなく

たって、えらくなる人はいくらでもあるんだから、おまえさえ一生懸命になりさえすれば、きっと立派な人になれるよ」（前掲書、148頁）。

だが、この時期は、職業教育としての丁稚奉公制が力を失っていく時期でもある<sup>(1)</sup>。その中学は、有産階級にのみ客観的にはひらかれていた。

生活から遊離した教育内容——奉公先から逃げだした吾一は、文選工の傍ら、恩師次野の知己を得て夜間実業学校に通う。さらに夜間大学に進んだ時に、彼は、あれほど情熱をもっていた学校に対し、次第に醒めていく。

「学問そのものを否定するわけではないけれども、学校で教えるようなことをこつこつ習ったところが、なんになるんだ。……親から月謝を出してもらっている人たちなら、あれでいいのかもしれないが、自分のような者には、今の学校ではものたりない。少なくとも、いちんち、まっ黒になって働いて、しががない日給を取る者が、その血の出るような金をおさめて、わざわざ聞きに行くようなしろものではない。ほんとうは、こういう者にこそ、いい講義を聞かせてくれなくっちゃばちが当たると思うのだが、不思議なことに、こういう血の出るような月謝をおさめる者のためには、一つもいい学校が開かれていないのだ。」（前掲書、347頁）

戦前の中学教育の持つ特質、すなわち、性・財産などにもとづく差別性、複線型中等教育と正承たる中学校の特権性＝傍系への差別性（吾一は夜間実業学校を卒えながら職を得ることができなかった）、そして、中等教育内容が「一部の有閑者を除いては、一般に通用し得ざる<sup>(2)</sup>」ものであるという性格を、鮮やかに描写している。今日の中次教育問題も、又、この延長線上にある。

\* 福島県教職員組合連合教育研究所

## 2. 日本の中等教育を性格づけたもの

戦前の中等教育の基本構造を設定したのは、明治32年に公布された三つの勅令、中学校令・高等女学校令・実業学校令によってであった。しかし、この「確立」は、天皇制公教育の確立をみたときされる明治23年に10年ほど遅れ、かつ、公教育確立期の政策が構想した中等教育観と齟齬のあることに留意しなければならない。戦前、中学問題を検討したあるシンポジウムで阿部重孝は、明治32年の中学校令改正を中学教育の本来のコースを設定したとみなす西村房太郎を批判し、「この規定はこれまでの我国の中学校教育の発達を無視したものと述べた。彼の論点は、中学校令改正が、以前の中等教育に含まれていた職業教育と普通教育という二重目的を分離し、「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」ことを目的とした点で、予備教育機関に中学校を性格づけたと見、ここに中学教育の矛盾が発生する原因となったと言うところにある。

明治19年の中学校令と明治32年の改正との関係を、どう捉えるかは、森有礼の教育政策において実業教育がさほど強調されていなかったという歴史的事実とも合わせ、立ち入った検討を要しよう。

しかし、すくなくとも、19年の中学校令がまがりなりにも設定した高等中学の専門分科はほとんど機能を果たさず、高等学校令(明27.6)において設定された医学部が、明治30年代半ばから分離独立していったという経緯は、中等教育が当初予定していた職業教育機能を喪失しつつ、進学機能を中心に定位したという事実を示す。このことは、19年中学校令の手直し、修正の上に中等教育が成立したこととしてよいように思われる。

そうだとすれば、中等教育をこのように規定した社会的要因そのものが問われなければならない。

『日本近代教育百年史 第4巻』は、「進学偏重の傾向を支える教育要求<sup>(5)</sup>」と概括したが、「教育要求」を単なる心理傾向としてではなく、社会的な性格を持つものとして見る必要があるだろう。

この点は、以後の検討課題にゆだねざるを得ないが、大まかな見通しのみ述べれば、日本資本主義の持つ「軍事的半農奴制的」形態、すなわち、生産手段生産部門における軍事工業の優位性と一般的な生産性の低位、および消費部門の発展が地主制下の零細農により不断に補充される低賃金労働により維持され、両部門の不均衡性・相互関連の欠如が、多数の、権利意識の低い義務教育段階

終了後の国民と、ごく一部の官僚・技術者・企業幹部等の養成を規定したであろうということである。

従って、第一次世界大戦以後の重化学工業化、就中、1930年代にはじまる工業化の過程で、中等教育諸機関の発展とこれに対する制度形態の矛盾が自覚化されてきたのは<sup>(6)</sup>、単なる偶然ではない。

しかし、戦前における中等教育改革は、昭和18年の中等学校令が、中学校・高等女学校・実業教育の形式的統一化を図ったのみで、青年学校など勤労青年の教育を含むことはせず、普通教育と職業教育の統一もなされなかった。これらの改革は、戦後に持ちこされたのである。

## II. 戦後教育改革と高校教育

### 1. 戦後教育改革における高校の位置

戦後教育改革は、天皇制軍国主義の敗北による国家権力の弱体化に伴い、アメリカ占領軍に主導されたブルジョア民主主義改革の一部をなすものであった。<sup>(7)</sup>

この改革を通じて成立した教育体制は、憲法・教育基本法制と呼ばれ、学校教育法による六・三制が、戦後教育の理念を表象した学校制度として存在している。

ところで、戦後教育改革の結果成立した諸制度の中には、歴史的な性格の異なった二つの要素が含まれているように思われる。つまり、戦前、勅語体制のもとで生起していた矛盾を克服する改革一戦前の法体制下においては実現しえなかった諸構想の現実化一と、戦後改革により新たに提起された部分と、である。

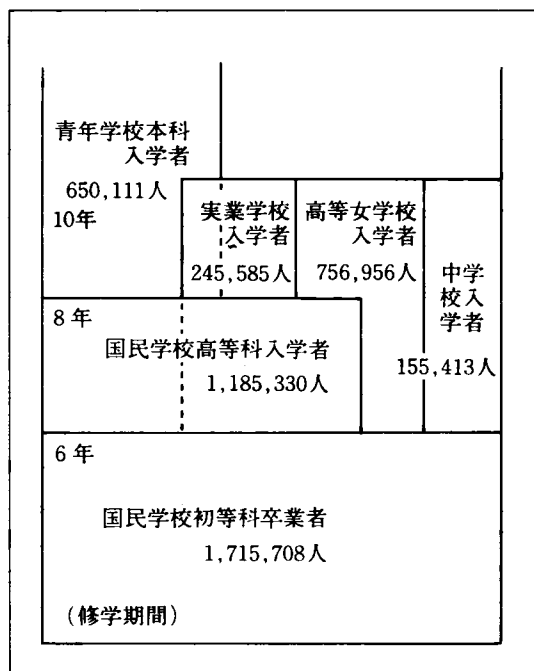
前者については、新制中学校が、差別的な学校体系を否定して成立したという点にあらわれている。

新制中学校を支える基盤は、物質的にも理念的にも戦前すでに準備されていたのである。

理念的な面について触れておこう。よく知られていることだが、日本側教育家委員会報告書では、「学校体系に関する意見」として二つの参考案を著し、米国教育使節団に提出している。そこには、「小学校の上に三年制の初級中学校(単に中学校としてもよい)を置き、これを義務制とすること。但し初級中学校に於ては職業別の学校種別を設けず、主として普通教育を行う学校とすること」と、普通教育を行う三年制単一中等教育が構想されていたのであった。昭和18年度における義務教育以

後の進学者の大きさ、及び青年学校義務化・国民学校令による義務教育年限延長の事実、すでに、物質的にも中等教育義務化の前提が形成されていたことを示すものであった。

#### 〈昭和18年度における進学者〉



註：いずれも「文部省年報」より。高さは修学年  
限を、巾は入学者、卒業生数を示す。勿論、  
国民学校高等科から中学校へ行く途なども  
あり、接続関係は複雑である。

従って、新制中学校の成立は、戦前における中等教育の矛盾を、戦後教育改革の過程で解決したものと言える。

これに対して、新制高校の成立は、理念的にも物質的にも戦後改革の過程で準備・形成された結果であり、その実体化は、戦後社会に委ねられたのである。先にみた日本側教育家委員会報告書改革案でも、中学校以後の学校は、「三年制の上級中学校（高等学校としてもよい）」と「三年制の青年学校（分日制）」の二本建て（第1案）か、「上級中学校四年」と「青年学校四年」の二本建て（第2案）であり、いずれにせよ、後期中等教育の二本構造を意味するものであった。また、戦前、教育制度研究の到達点である阿部重孝においても、後期中等教育構想は、「青年学校」と「中学校」（「学校系統改革の私案」<sup>93</sup>）の二重構造を持ち、単一の新

制高校を直接構想するものではなかった。

ここからのみ速断はできないが、新制高校は、戦前中学教育の矛盾を解決するために提起された中学校とは同一には論じえず、戦後改革において登場したユニークさを持っていると考えられよう。

## 2. 新制高等学校の理念

このような新制高校の性格については、高校三原則として定式化された原則に結びつけて理解されてきた。筆者は、新制高校の、学校階梯上における位置を鮮明にするためにも、新制高校が育成しようとした高校生（主体形成）のイメージ、および、これを可能にする措置された条件を明らかにすることで、新制高校の理念像を構成してみたいと考える。

まず、新制高校と新制中学の設立問題を検討し、希望者全員入学、準義務的性格をおびた新制高校のイメージを確定しておきたい。

この点では、若干の動揺が見られる。すなわち、「新学制実施準備の案内」（1947.2.17、発学第63号）においては、「希望者全員の入学できることが理想である」とされ、「都道府県及び市町村等は高等学校の設置に対して努力」することを要望していたものの、その年の暮れ、「新制高等学校実施準備に関する件」（1947.12.27、発学第54号）においては、新制中学の設置を優先課題とし、新制高校の設置にはやや消極的な姿勢を示す。「将来においては、なるべく多くの新制高校ができて、希望者がもれなく進学し得るようになることが望ましいのであるが、現在の困難な国情及び特に新制中学校の充実が急を要する現状から考えて、設置基準にかなう学校は必ず新制高等学校になるべきだともいえないし、また必ずしもなれるとは限らない<sup>94</sup>」。

そして、翌年、「新制高等学校の実施について」（1948.3.27、発学第117号）は、「新制中学校及び高等学校を通じて均衡のとれた設置計画」の必要性と、新制中学校を新制高校の基礎としてその充実を図ることを強調していたのである。

この、若干のニュアンスの相違は何を意味するだろうか。山内太郎の研究によると、石川県の新制高校発足計画は、旧制中学の全面昇格であり、義務教育としての新制中学を等閑視するものであった。翌年、文部省が発行した「新制中学校・新制高等学校 望ましい運営の指針」は、地方において新制高校が不当に高くおかれる傾向をもって

いる事実を指摘し、「大多数の生徒の教育よりも選ばれた者の教育を重要視する傾向の残滓」と批判していたが、当初設置されようとした高校の性格は、このようなものであったと言えよう。従って、文部省が、新制中学の設立を強調した背景には、新制高校を旧制高校のアカデミズム傾向を批判し、のりこえる中で戦後高校教育の理念が明確化されること、そして、問題は中学校を含めて中等教育として構想される必要があったことが指摘できる。

### 3. 文部省の新制高校論

#### (1) 教育目標と人間像

これらの点について、より具体的な展開を見たのは、昭和24年以降、文部省がまとめた三つの著作物においてである、といえよう。すなわち、文部省学校教育局『新制中学校 望ましい運営の指針』(昭和24年4月10日発行、A4版、173頁以下「指針」と略す)、同『新制高等学校教科課程の解説』(昭和24年4月30日発行、A4版、140頁以下「解説」と略す)、文部省初等中等教育局『中学校・高等学校管理の手引』(昭和25年3月30日、A4版、357頁以下「手引」と略す)、においてである。戦後教育改革の規定にてらすなら、改革を主導した公権力の学校観の把握はきわめて重要である。

まず、これらを通じて、形成されるべき生徒の資質、教育目標がどのようなものであったかを検討してみよう。

「指針」は、中等学校の三つの主要目標として、「(一)個人として最大限に発達させること (二)よい公民としての発達を含めて望ましい方向へ社会人として最大限に発達させること (三)職業および経済生活における能力を最大限に発達させること」(16頁)を掲げている。この三つは、その後も、順序の異動などありながら、新制高校の教育目標として鼎立させられているが、その中心理念として置かれていたものは、新しい型の人間、すなわち、日本の改革に対応した民主的な社会の形成者であることを留意しなければならない。たとえば、「手引」は言う。「……今日の学校は単に若い人々に文化的遺産を伝達するだけでは満足していない。学校は、やがて公務の執行を引継ぐ若い青少年を訓練して、独立歩行の、思考力のある、理性的な、社会的性格をそなえた、自由な個人となして、それによって社会の性格を決定させようとするのである」(14～15頁)。

中学校・高等学校の目標と機能も、このような学校の目標と深く関わらざるをえない。それは、単に「社会のおよび公民的能力」の形成にとどまらず、高校教育全体が目標とするものである。

この点は、カリキュラムの変化としても必要であった。「解説」は、「古い教科課程は、ある種の型の人間——戦前の社会的政治的目的及び慣習に適った人間——を作り出すようにできており、個人は、政治的経済的問題に自己の主導性や判断を行使することなく、ひたすら上からの指示を受け入れられるべきものと考えられていた。……しかし、わが国の根本的な社会的経済的的政治的目的が変革されたからには、中等学校の教科課程も、この新しい目的を達成するように改められなければならない」(1頁)と述べていた。

「新しい教科過程」とは、どのような性格のものか。それは、当初の学習指導要領が掲げたように、教師自身が研究し作られていくものであり、「解説」のいうように、「固定的なものであるべきでなく、常にこれを繰り返し検討吟味してゆき、時勢の変遷と共に改めてゆくべきもの」(1～2頁)にほかならない。それは、課題として提起されたのである。同時に、カリキュラム総体を貫くべき原則も提示されている。

第一に、生徒の社会的能力、とりわけ統治能力の形成が中心理念であること、である。

そしてそれは、単なる知識のレベルにあるのではなく、実際的な経験を保障することを通じて形成されるものとみなされていた。たとえば、「解説」では、学校でよい公民になるための経験、地域社会の諸活動への参加(このようにのべている。「生徒は農業の会やいろいろの政党の主催する集会その他の社会団体のほか、差支のないときは市町村の議会にも出席してその活動状況を見学し、できれば県会を、機会があれば国会も見学研究するがよい」、9頁)、国家の重要な経済的・社会・政治的問題に通じ解決に関わること(「これらに必要な知識は、図書・パンフレット・ラジオ放送・新聞・雑誌・討議や討論会から得られる。生徒は、重要問題の論議される大人の会合に出席するがよい。……すべて、問題は自由に論議することが大切である」、10～11頁)、など、生徒の自由な活動を学校外において保障していた。とりわけ、統治能力の形成に関わって、「政治的行動に関する資質」を高めることは重大な課題として提起されていた。

「政治教育の目的は、生徒に、政府の仕事、政治的行動の仕方、および政党の機能についての広い理解を得させることにある。(略) 大切なことは、政治の研究はその形式上の機構に止まってはならないことであって、政党の運営法や候補者の指名方法および選挙の実施方法や政綱の作成方法を実際に見学することによって学び、市町村・県および国に勢力をふるう勢力団体について熟知し、有害な親分子分関係のよって立つもとを明かにしなければならない。こうして政治的教養が深まるにつれて、生徒は、農民の組合や地方の討論会その他自分の参加できる集団の仕事に参加するがよい。学校は、どんな種類の党派的教育もしてはならないが、政治という題目を排除すれば学校の使命を果すことはできないのである」(11頁)。

## (2) 地域社会学校としての新制高校

つぎに、古い教科課程に対する批判の一つは、生活から遊離した教養への批判として展開されており、それを克服する途として、地域社会との結合が提起されていた。

「手引」は、次のように述べている。

「今日までは中等諸学校は、相当程度地域社会と没交渉であった。学校の目的や目標は、主として文部省の定めたところに基いていた。(略)

中等学校の実情は、地域社会の諸問題を無視した過去の時代やどこか遠い場所の問題、しかも時としては生徒が現に直面したまたは将来成人後直面すべき実際の生活問題とは何らの関係も有しないような問題に没頭させ、徹頭徹尾学問的な教科で満足しているのが普通であった」(332頁)。

「中等学校教育に関して起るべきその他の重要な変革は、学校の設立が、特定の地域社会のためであって、都道府県内の全地域または数個の府県のためではないということである。この変革は、高等学校の通学区域の設定を要求している教育委員会法の規定の結果起こりつつあるのである。これによって、公立高等学校は各自地域社会学校(コムミュニティスクール)となる傾向をとるだろう」(34頁)。

学校と地域社会との結合の強調は、新制高校でなくとも見られるところだが、それが独特な意味を持つのは、職業的能力の形成も合わせ、新制高校卒業者が地域社会の構成員として生活をするということ、すなわち、新制高校は、完結的な地域社会のキ・ストーン的位置を占めるとされてい

たところにある。「手引」はこう述べていた。

「元来、市町村や社会の必要は、個々の生徒の必要から全くかけ離れたものでもなく、また自然に存在するものでもない。すなわち市町村や社会は個人によって構成されているのであるから、市町村や社会の必要は、社会的な集団生活を営んでいる個人個人の必要の総合されたものである。(略) 民主主義国家における現代の中学校・高等学校の教育目標の基礎をなしている新しい原理は、個人を家族や市町村や社会の構成単位と考え、各個人が個人的に社会的に完全な発達をとげることを強調する。したがって、各個人が自己を完成し、その潜在能力をほとんど最大限度まで発展させることができれば、かような個人によって構成される社会は、自動的に且つ必然的に繁栄することになる」(9頁)。

新制高校卒業者が上級学校へ進学する場合の性格も、それは、あくまでも地域社会のためなのである。

「自分の故郷が専門的職能の人を必要としており、資格を得てから自分が故郷で働くならば、指導的な活動ができ人々に喜ばれる仕事ができる機会が十分あることを理解して大学へ進むようにしなければならない」(「解説」39頁)。

ところで、この、地域社会と個人との関係に対する一種の予定調和論は、現代資本主義の持つ矛盾・対立を全く自覚していないと言わざるを得ない。このことは、新制学校・新教育の持つ弱点とも言える。

何故に、新制高校の推進者は、地域社会の永続的な発展が保障されると考え、また、個人が地域社会に戻り、そこで活動しようと考えたのか。高度成長という形で表われた地域間の不均等発展、農業の没落、を見るなら、ここに描かれた静態的地域は、あまりにも優雅である。

他方、新制高校推進者たちの矛盾把握の弱さは、戦後改革の到達点把握の弱さにも対応している。

「手引」は、戦後改革を賞讃し、「現在わが国が遂行しつつある政治上・社会上・経済上のいちじるしい変化は、他のいかなる国においても、このような短期間では経験」(13頁)したことがなく、

「過去の官僚的・派閥的政府は、国民が協力して相互の問題を解決する国民の組織する政府に成長しつつある」(14頁)と述べていた。この年の6月には朝鮮戦争がばつ発するにも関わらず。

しかし、このような「甘さ」を啜うことのみではすまされない。このような認識そのものと、新制高校そのものの目指した理念とは区別されねばならない。

地域社会の矛盾は、文部省の推進者によれば「偏見」であり、従って、知的で民主的な新制高校卒業者が地域社会に送り出されることで解決可能と考えられていた。

「地域社会の諸種の集団間には、往々いろいろな偏見が存在するものだが、学校はこれを打破するのに重要な役割を演ずるべきで、そのためにはまず、学校内で偏見が醸成するのを防止し、またこれを打破することから始めるべきである。(略)

学校が毎年繰返して、偏見の発展を防ぐためにその積極的計画を促進することができるならば、その卒業生の大半は地域社会内に止まるだろうから、窮極においては地域社会に存する偏見の全部を除去することになるに相違ない」(「手引」340～341頁)。

つまり、新制高校は、「地域社会改善の実験室」(「指針」23頁)と位置づけられていたのである。

そして、このような学校が、全入制を意図していたということ(1951.9.11, 文初中第660号「公立高等学校入学選抜について」)により、新制高校が、地域社会改造・矛盾克服の原動力とされていたとすることができる。

第3章で見ると、農業の没落は、かかる学校論を成立せしめる前提を失なわせた、と言える。

しかし、このことのみを学校理念の弱さに見るわけにはいかない。問題は、資本主義の矛盾認識が欠けていたところに新制高校の弱さを見たりするレベルに止まらず、学校がどのような能力を付与しようとしていたのかに立ち入る必要がある。

なぜなら、学校が社会のあり様に依じてそれにふさわしい役割を果たさざるを得ない、という苛烈な現実認識を前提にしながら、学校が社会改造にもしかかわるとしたら、それは結局、社会を変える力を子どもの中にどう育てるか、の問題に帰するからである。先にみた民主的主体を形成するという新制高校の究極の目的、これを支える諸能力を、新制高校はどのように措置していたかが問題なのである。

### (3) 新制高校で形成される能力について

再び「路傍の石」に戻ってみよう。吾一は、学校に失望を抱いたのち、次第に学校から離れ、や

がて勤勉さと創造性を武器に出版事業をはじめ、出世の糸口を掴んでいく。ベンジャミン・フランクリンにも似た立身伝を、単純に山本有三が描こうとしたとは思えない。その中に読みとれるのは、日本の中等教育が職業能力を形成するのにいかに立ち遅れていたかという歴史的事実である。

確かに、戦後新制学校は、「高等普通教育及び専門教育を施す」(学校教育法第41条)ものとして位置され、推進者も職業教育を合わせておこなうことを強調してはいた。しかし、そのことと、戦後の新制高校が、普通教育を主とする学校と職業教育を主とする学校とが、ほぼ戦前の中等教育の格差構造を引き継ぎながら出発したという事実(たとえば、いくつかの高校史の中には、戦前戦後の断絶・飛躍を全く自覚しない叙述として、またカリキュラム内容としてもあらわれている)、とはそごがある。

これらは、実態——新制高校が発足時に前提とした物質的基盤の問題でもあり同時に、推進者の理念の問題でもある。

そもそも、職業を選択するということは、分業のもとでは人間の一面化・部分化を不可避に伴う。ましてや、高度に発達した資本主義においては、たえざる技術革新により巨大化した生産機構の一要素として、労働者は部分化し従属物に転落せざるを得ない<sup>12)</sup>。労働における精神的側面・管理的側面・統治の側面は、資本の側に掌握され、労働者(=人間)は、管理の対象として被統治主体として存在し労働する。労働過程が人格形成に果たす意味合いを考えるなら、このことは、社会における民主的主体が現実の労働においては統治の対象として再生産されるという矛盾を引き起こさざるを得ない。戦後史は、全編、この事実の歴史的確認ではなかったろうか。そしてまた、60年代の高校の再編成も、独占企業における労働力構成に対応した学校体系の再編成の一部であるという事実をふまえながら、われわれにとっての関心は、新制高校の理念の中に、これらの事態を克服する論理が含まれていたかどうかという点に帰する。

「指針」、「解説」、「手引」は、それぞれ若干ニュアンスの違いを含んではいるが、その中に読みとれる第1の点は、分業下の労働に対する上記の認識の欠落、微笑まじきを通りこした楽天主義であり、そして、「個性」や「素質」に即した「選択」の強調である。すでに「指針」においても、

教育方針として「個性に即した教育」を重視し、「各生徒の個性を理解し、各生徒の素質・必要および興味に適した教育を行うにつとめ、各生徒の必要に応ずるための多様な経験を与えることが必要であって、各生徒を同等の学力を示すものと考えてはならない」(10頁)と述べていた。

個性や素質の差といったものは否定すべくもないし、高校における選択制はより追求されるべきである。しかし、現実における「個性」や「素質」それ自体も社会的性格を帯びて形成されるのであって、何か生徒の中に潜んでいるものではない。このことが、すなわち対象の個性は何か、と問うこと自身が個性を育てることの一部であるという苦悩を教育は背負わざるを得ない。ところで、この苦悩の背負い方はいかにも気楽である。換言すれば、60年代に、多様化路線として具体化される「個性原理」とどのように違うのか、という課題が潜んでいる。

第2には、選択制一単位制を通じて各生徒が多様な資質を発展させた場合、これらを総合する教養の内容については、いささか不明瞭である。共通必修とされていたのは、国語・一般社会・体育および社会・数学・理科の一教科とされている。社会・理科という広領域の中での構成も問題ではあるが、より問題なのは、職業に関する教科が共通必修に含まれていない点である。確かに一般社会は、職業に関する普通教育の内容を持っている。だが、普通教育と職業教育の結合という観点からみて、個性化・選択制の名のものと高校の分裂を克服する視点を含んでいたかどうか、大いに疑問である。

第3に、地域社会に結びつく学校のあり方を是認しても、地域社会のもつ矛盾や利害の対立の中で、学校が占める固有の位置がどう限定されていたか、が問題と考える。それは、学校の管理・運営における民主主義の問題としてのみではなく、教育内容に関する枠の問題としても一定の原理を立てるはずである。そして、単純化すれば、問題解決学習・単元学習という形態の中には、地域社会の具体的現実から一たん抽象されて独立する科学を系続的に学習・蓄積し、それを媒介に地域社会の諸問題を分析すること、そのことにより学校が地域社会改造の原動力になりうるという道すじを弱める論理が含まれていると、いわねばならない。

この点は、文部省が全体として推進した新教育の評価にも関するが、たとえば、「指針」の中に見られる地域社会と学校の教科課程の即自的な結合(「社会の変化につれて教科課程も変化する」35頁、「地域社会の学校が教科課程をたてるに当ってはその地域社会の必要に応じなければならない」22頁、など)は、学校の独自の位置を不分明にする危険性を含んでいたと考える。

#### 4. 小 結

以降の高校教育の展開は、我々のよく知るごとく、50年代にはじまる占領政策の是正・60年代の多様化、そしてこの間を通じての高校進学率の増大が70年代に至り準義務教育機関として新制高校を“確立”させ、その“確立”のしかたは、多様化路線のもとであるが故に、新たに青年の分裂をうみだす形をとった。

他方、この事実、発足時は旧制中等学校の進学率に規定され、従って旧制中等教育のイメージに依拠した展開をみた高校教育が、もはや存立の余地が全くなかったことを示す。

しかし、文部省の新制高校理念自体、揚棄されるべき諸問題を含んでいた。

前章での分析から、新制高校の理念の中には、民主化主体を形成する論理は明瞭ではあるが、労働主体形成の論理は、現実の労働との関わりにおいて弱いこと、そしてそこに含まれる「個性」・「素質」・「選択」についてのいっそう立ち入った分析が必要であること、地域社会と学校の関係において文部省の学校論を整理する必要のあることが提起されていると結論づけておく。

(羽田 貴史)

### Ⅲ. 農業教育政策の展開と農業高校

#### 1. はじめに

今日農業高校ほど時代の趨勢を刻印された高校はない。農業高校は高校教育の諸課題のなかでも矛盾の集中点であるかの様想を呈している。

今日の農業高校の現実を農業高校の教師は次のように報告している。

「農業高校に入学してくる生徒の大部分は「農業に関心があり、将来農業をやろう」という希望を持たず、成績で輪切りされてしかたなく入学した者が多い。他学科へ進学して農業教科を学ばない者でも立派な農業経営を行なえるのが現状であるので、農業の後継者でも成績がよければ他学科への進学を希望する。学力の低い生徒の対応に追われて、高い知識、技術を教える余裕がない」というのである。

農業高校では農業についての専門教育を施すにしても生徒の「低学力」、「学習意欲の喪失」、「実習嫌い」によって、専門教育の教授と学習が困難になっている。また専門教育のみならず普通教育の教授と学習の困難さも指摘されている。

今日、共通に確認できる農業高校の問題の第一は生徒の極端な「低学力」傾向という問題である。表(1)に見られるように、農業科の生徒は他学科に比較して、「新入生英語学力診断テスト」の場合、きわめて低い位置に分布しているのである。一般的に「受験学力」は「普・工・商・農」という段階に序列化しているといわれている。このことは前述した教師の報告でも明らかである。農業高校の生徒の低学力は高校入試制度の下での成績の輪切りによって作られたものである。

農業高校はこうした差別・選別体制のもとで「低学力」傾向の生徒をかかえることによって授業それ自体が成立しないという客観的状況におかれていたのである。

表(1) 新入生英語学力診断テスト、学科別平均点分布表

	普通科	商業科	工業科	農業科	家政科
80点以上	3				
70点以上	3				
60点以上	5	1	1		
50点以上	5	3	8		
40点以上	5	3	7		
30点以上	10	1	10		
20点以上	5		9	7	3
10点以上	2	1	1	9	1
(報告校)	38校	9学科	36学科	16学科	4学科

第二には、入学した時点から学校生活へ「意欲」をなくしている生徒が多数を占めていることである。表(2)に示されているように、中学校時代の志望校と実際に入学した学校・学科が相違している生徒の割合が、農業科の場合他学科に比較して非常に多いという傾向がある。

希望通り学科に入れなかった生徒は学習意欲をなくしていることが報告されており、農業高校は入学してくる生徒の学習への意欲の減退という問題状況をかかえざるを得ないのである。

表(2) 現在在学している学校・学科がはじめから入りたかった学校・学科か (%)

学科	1年				
	農	工	商	家	普
学校・学科とも希望通り	31.7	47.7	40.1	30.1	48.2
学校は希望通り学科は別	16.0	18.5	9.2	22.5	1.2
学校は別で学科は希望通り	5.1	9.5	7.7	8.3	27.4
学校・学科とも別	37.2	15.5	31.1	26.6	13.7
どこでもよかった	10.0	8.8	11.9	12.5	9.5

第三には、農業高校在学者のなかで、農家子弟は減少傾向にあり、また農家子弟であっても農業について知らない生徒が増大しているなど、農業教育の指導が困難になっていることである。

農業高校の問題として以上三つの事柄が指摘できるが、これらはあくまでも現象的なものであり、農業高校の問題の根は深い。

こうした農業高校が抱える問題に対して多様な側面から農業高校の廃止を含めて、「改革」・「改善」策が提起されている。例えば、中学校における進路指導の重視、農業高校を理解させるために「体験入学」の導入という「改善」策や、「高校入試選抜制度」の「改革」さらには「農業高校廃止論」などである。

以上の「改革」・「改善」策は必ずしも農業高校の再生の課題に応えるものではない。何故なら農業高校に内在している問題の「改善」・「改革」を問う視点が欠落しているからである。現状の農業高校、教育をそのままにして、中学校で進路目的を明確に持たせる指導をしても、それは現実に存在している農業高校に順応せよということであり、問題の解決とはなり得ない。

農業高校の教師のなかには「学習意欲を持ち、学力のある生徒」の入学を期待する教師も少なくない。そうした教師は高校入試選抜制度の弊害を指摘し、その「改革」の必要性を主張している。



しかし農業高校の問題の所在と克服の方向を高校入試選抜制度に焦点をあてるのは一面的である。

農業高校の問題を高校の多様化政策及び、入試選抜制度との関連に注目することは重要な視点には相違ないが、それだけでは農業高校の当面している問題の根本を把握することはできない。

つまり農業高校の問題の根底に農業それ自体の崩壊現象が存在していることを見おとしてはならないであろう。1960年代以降、農業高校は主として「農業自営者」の育成、農業関連産業の技術者、技能者の育成を目的としてきたが、その目的を支える基盤、それ自体が衰退したことが、農業高校の基本の問題であるといえる。

したがって農業高校の目的を支える基盤が崩壊している状況のもとで、その目的自体を再検討しないならば、農業高校の再生の方向を見いだすことは不可能であろう。

その方向とは、農業高校の専門教育が農業経営と直接に結びついた「実業教育」の色彩から脱皮することであり、「自営者養成」の目的を変更することである。このことは農業高校に固有の問題ではない。職業学校全体にかかわる課題といえる。

本論は以上の農業高校の再生の課題を考察する基礎作業として1960年代以降から1970年代前半にわたる時期の、農業高校に関する福島県教育委員会及び文部省の「産業教育審議会」から出された答申および「県勢振興計画」、「福島県長期総合教育計画」などを検討し、農業高校の問題の性格を考察した。

## 2. 農業経営者育成の課題と農業高校

### (1) 農業基本法における農業教育の体質改善

1961（昭和36）年6月に、「国民所得倍増計画」に沿って、農業も経済成長に対応した農業構造の編成を目的とし、農業基本法が公布施行された。農業基本法は、①他産業との生産性の格差が是正されるように農業の生産性を向上させること、②農業従事者と他産業従事者の所得を均衡にさせることに目標がおかれ、そのための具体的な施策として、①生産の選択的拡大、②農業の生産性の向上と総生産の増大、③農業経営の近代化（経営拡大、機械化）、④近代的農業経営の担当者の養成と離農の促進、⑤農産物流通の合理化と農産物加工の増加などが提案された。

この提案は、近代的農業経営を担いうる「自立

農業経営」農家の育成とそれを担う事が不可能な零細農を離農させるというものであった。したがって農業基本法農政の下で「自立農業経営」農家の後継者育成は、農業高校の重要な課題として提起されたのであった。

1961年10月、中央産業教育審議会は「農業近代化に即応する高等学校農業教育の改善方策について」の建議を提出した。それは農業基本法農政に即応した、農業教育についての再編成案であった。

「1. 学校・学科の配置、規模、生徒定員の適正等農業自営者を養成する農業科・園芸科・畜産科・蚕産科等については地方農業の実情および将来の発展方向を検討し、かつ学科相互間の均衡を考慮して学科数生徒定員の適正な配置を行う。農業関連産業学科については、その産業の地域的な実情と将来の方向に即して学科数、生徒定員の増加をはかる。

2. 生産性向上のための科学的、能率的営農法に関する知識、技術の指導徹底と農業経営の知識、技術の指導強化ならびに近代的な農家に即する実験実習教育のため学校農場等における作物、家畜の種類について重点的選択と規模の拡充」以上、「農業基本法」農政に示される「自立農業経営」農家を担う農業自営者育成に即応した農業教育の再編が提起されたのであった。

福島県では1961年から3ヶ年計画で農業高校の「体質改善」が展開された。その内容は園芸・畜産学科に重点をおいた自営者コースの再編成であった。県下の農業高校では、それぞれ「畜産の企業化」、「果樹園経営の機械化」「企業的園芸」などが農業教育の内容に取り入れられていった。このような農業教育の内容は中央産業教育審議会の建議にそって具体化されていったのである。

農業生産の構造的変化に対応して、農業教育の教育内容が大きく再編成されていったのである。福島県の農業育成の「体質改善」措置は農業作物の「選択的拡大」に即応したものであり、しかも全県下で一律に行なわれたが、農業高校教育は、農業政策に従って、その意を受けた形で変化させられていったことを如実に示すものであった。

### (2) 「県勢振興計画」下の農業高校

農業基本法によって提案された「自立農業経営」農家の育成が長期的かつ計画的に設定されていくのは1960年代半ばからである。1965年に出された福島県における「地域開発計画」である「県勢振

興計画」は「産業の調和のある発展を目標」に、「産業の高度化」、即ち第一次産業従事者数を減少させ、そのうえで農業従事者と他産業従事者の所得格差を是正するために、「生産性の高い農業経営」を行う農家を育成していくことが計画の柱であった。

「県勢振興計画」の第六章「学校教育」において、「総合制高校の単独制高等学校化の推進」<sup>97)</sup>、「産業教育の充実」<sup>98)</sup>、「学校学科の再編」などが提起された。特に農業高校については「農業近代化をなう者、特に自立経営となるものに対する教育の質的向上をはかる」ために自営者農業高等学校を県内に四校を新設し、既設の農業高校についてはその再編成と整備を行い、農業高校全体の1年生の募集定数を1964年から10年間で2,748人(全生徒数の7.8%)から2,966人(全生徒数の10.3%)までに引き上げることが計画された。<sup>99)</sup>

農業近代化に即応した「教育の質的向上」を詳細に計画した1966(昭和41)年の「福島県長期総合教育計画」では「工業化の波が農業近代化をつよく要請している」と述べ、農業の近代化とは農業の機械化及びその大型化であり、化学工業の発展による化学肥料、農業の積極的活用であり、化学的配合飼料の普及化<sup>100)</sup>であるとしている。さらにこれをもたらしたのは「科学技術の革新を軸とする工業化の進行」による「農業生産手段」の変化によってであると述べられている。また、こうした技術革新による農業近代化を高く評価し、「技術革新に即応する自立経営農家」の後継者育成を「長期総合教育計画」の課題にすえている。「福島県長期総合教育計画」の「学校教育計画」によれば、「農業に関する学科は専業、兼業、地域の営農類型、農業の企業化、農業技術革新などに応ずる…学科の再編をおこなう<sup>101)</sup>」と述べられており、農業高校・教育の再編成が提起されたのである。

「学校教育計画」の農業高校の再編成は以下三点にわたって方向づけられていた。

(ア) 農業自営者の教育については生徒が卒業後農業を専業として、農業構造を改善し、かつ経営するのに必要な生産農業技術、経営、農家生活に対する知識、技術、心構えの基本的事項を経験を通じてじゅうぶん習得させる。

このため自立農業経営の目的にふさわしい規模と組織をもつ実習農場による教育を充実させる。

(イ) 農業の特殊事情にかんがみ、農業自営者になるような環境条件をそなえたものには、農業教育を受ける機会が与えられるよう入学者選抜の際配慮するとともに、その教育内容は生徒に就農の意欲をもたせるようにする。

(ウ) 農業関連産業従事者を養成する学科においては、最近、農業関連産業が膨脹し、生産技術が急速に発展してきたのに応じ、基礎的技術の教育とともに、それぞれの学科の目ざす専門的技術教育の強化を図る<sup>102)</sup>。

この再編成案は1970年代にかけての農業高校の再編成策の骨格となったものである。農業改善事業を担い、農業近代化の経営を担いする「自立農業経営農家」の後継者作りという目的を明確に据えている。

再編成案では、卒業後の就農と直結させた「実習」の重視や、1957年以来、農業高校卒業生の就農率が低下する状況<sup>103)</sup>なかで「自立農業経営」農家の後継者の確保のために、「自立農業経営」の可能な農家の子弟を高校入学者選抜の際配慮することが掲げられたのである。この事は農家子弟以外の者、あるいは「自立農業経営」農家としての経営基盤を持たない農家の子弟を排除することをも意味していた。以上のことから明らかなように、農業高校の再編成策は「自立農業経営」農家の後継者の育成を目的にし、その経営(「農業近代化」)に役立つ実用的な専門学校化へと農業高校を変化させるものであった。

他方「福島県長期総合教育計画」のなかで学科再編の具体案として「農業関連産業学科」の充実強化が強調された。

「自立農業経営」農家の子弟には農業科、畜産科、養蚕科という自営者養成学科に、それ以外は農業関連産業学科をという枠組みが設定されたのであった。

農業自営者養成学科と農業関連産業学科の枠組みにもとづく農業高校の再編成策は、1962(昭和37)年の経済審議会から提出された答申「経済発展における人的能力開発の課題と対策」に沿うものであった。経済審議会の「労働力移動構造分科会報告」によれば、農業高校を人的配分の機構の一環として位置づけ、ひとつは農業高校を自営者養成機関として、農業の近代化に対応する農業高校の「体質改善」策を提起し、他方で「農産製造、農業土木等の関連産業の技術者要請」に応える計

画、すなわち農業産業関連学科の充実を提起している。

以上のように農業高校の再編成策が「県勢振興計画」という経済計画によって農業高校は労働力の人的配分の機関として位置づけられたのである。

(3) 自営者養成農業高校

1963（時和38）年10月に文部省は中央教育審議会に対し「高等学校における農業自営者の養成および確保のための農業教育改善について」を諮問した。同審議会は1964年に答申を提出した。その内容は「自立経営の担当などにふさわしい者の養成は高校の農業自営者を養成する学科で行う」こと、「学校の設置形態は単独制とし、農業関連学科は分離すべき」こと、「学校農場の整備拡充、農業自営者教育を高めるため寄宿者の設置を図る」こと、「将来農業に従事する志望が確実な者」の優遇措置がとれるよう入学者の選抜方法を改善することなどであった。文部省はこの答申に基づき「自営者養成農業高等学校等学校拡充整備実施要領」を策定し、自営者養成農業高等学校の設置の促進を図った。

1966年、福島県立福島農蚕高等学校は「自営者養成農業高等学校」として指定を受けた。その教育方針では、「自立経営農家の後継者となる農村子弟の養成を図る」ことのみが強調されていた。

自営者養成の重点教育方針として掲げられたのは、養蚕科では「省力的大規模養蚕経営を中核とした近代的農業に即応する農業経営」を習得させる。農業科では「水稻栽培を中心として園芸と畜産を導入した経営形態を基本とし、これに必要な栽培飼育、農業経営」を習得させるというように、「農業経営の近代化・合理化による……企業的農業経営の技術を習得させる」ことであつた。しかも全寮制の寄宿舎によって教育していくというものであつた。

農業高校が「自立経営」農家育成に収斂すればするほど狭い技能的・技術的な農業教育の内容・方法に収斂していくのは当然であつた。宮原誠一は「せまい技能的農業教育は農民の手による農業近代化への道にそわないばかりでなく、そもそも青年を農業にとどめることにいちばん役立たないものであるそれは青年を土地と家族からつれた

表(3) 福島県立農蚕高校卒業者の最近11ヶ年進路状況

卒業年度	卒業生数		農業自営		研 修		進 学		左のうち (大学・短大 への進学)		就 職		左のうち (県内就職)		備 考
	全体	自営科	全体	自営科	全体	自営科	全体	自営科	全体	自営科	全体	自営科	全体	自営科	
	人	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
41	397	250	43.4	56.0	8.4	13.2	3.3	2.4	1.0	1.4	40.1	23.2	78.3	79.3	佐倉分校の専攻科含む " 専攻科含む
42	443	241	45.8	66.0	0.9	1.7	5.9	6.6	1.4	2.1	42.6	25.7	67.7	59.7	
43	427	241	42.6	63.5	1.4	2.1	8.0	8.3	2.1	1.2	42.0	25.7	75.3	79.0	
44	358	199	52.0	66.8	5.0	7.5	9.2	10.6	2.2	2.0	30.7	15.1	76.4	80.0	
45	350	190	49.7	62.6	4.6	7.9	8.3	9.5	3.4	3.2	37.4	20.5	79.4	82.1	
46	354	190	36.6	44.7	5.6	9.5	13.5	16.3	6.5	9.5	44.3	29.5	66.2	(不詳)	
47	357	191	35.6	43.5	5.3	9.4	11.5	15.2	2.5	3.7	47.6	31.9	77.6	82.0	
48	352	183	36.7	47.0	0.5	1.1	11.1	12.0	2.0	1.1	51.7	39.9	81.6	83.6	
49	347	186	21.4	28.0	2.0	3.2	13.5	20.4	4.9	7.5	63.1	48.4	78.1	78.9	
50	319	168	25.1	38.0	3.5	5.4	13.4	16.1	7.8	10.7	58.0	40.5	88.6	92.6	
51	289	161	23.6	34.8	7.6	10.6	10.7	10.6	4.5	3.1	58.1	44.0	81.0	76.1	

- 註 1. 「自営科」とは自営者養成学科のうち、全日制的農蚕科・農業科（2学級）・畜産科・園芸科の4科（5学級）の合計をいう。
2. 「全体」とは、上記の他に、全日制生活科（2学級）、関連産業学科の農業土木科及び定時制の農業科、生活科等一切を含めた、卒業生全部の計をいう。
3. 「卒業年度41」は、42年3月卒業を意味する。以下同様。
4. 自営者養成農業高等学校の指定後に入学した生徒の初卒業生は「43年度」卒業生である。従って41、42年度卒は指定前の入学生の卒業である。
5. %のうち、「県内就職」のみは、就職者数を100とした百分率を示す。

して社会の空気にさらしながら経営や農法の技能だけをあたえ、青年が社会にも農業にも人間的・主体的に透入していく力をあたえないから、青年は外からの誘いだけでは惜しみなく農業と農校生活をすてていく、そういう状況をつくりだすだろう<sup>28)</sup>と、せまい技能的農業教育を批判している。

徹底した「自立農業経営」農家の後継者の育成を方針に掲げた福島農蚕高校の1966年以降の進路状況を示したのが表(3)である。卒業後就農したものは「自営科」で1966(昭和41)年に56%であったものが、文部省の指定を受け軌道にのった1967(昭和42)年から1970(昭和45)年は60%台を維持している。しかし、1971(昭和46)年には44.7%と激減し、以後減少傾向が続くのであった。

「自立農業経営」農家の後継者の育成のみを目的とした農業高校では、専門教育の内容が狭い技能的、技術的なものにかたより、農業に人間的に主体的に取り組む後継者を育てる教育となり得なかった。したがって、農業自営者養成を目的とする農業高校は農村の崩壊のなかで、高校の存在そのものが問われざるを得ない状況になってきたのである。

#### (4) 高校多様化と農業高校

1966(昭和41)年10月、中央教育審議会は「後期中等教育の拡充整備について」のいわゆる後期中等教育の多様化政策を進める答申を文部大臣に提出した。答申は高校進学率の増大のなかで、生徒の「適性・能力・進路」が多様化し、かつ、産業界からの多様な専門的な技術教育の要請が高まっているなかで、高等学校を「職種の専門的分化と新しい分野の人材を需要とに即応するよう改善し、教育内容の多様化を図る」ことが「後期中等教育のあり方」として提起されたのであった。

「後期中等教育審議会」に提出された全国高等学校校長会「後期中等教育の在り方に関する意見書」によれば、職業科の目標を「卒業後直ちに職業に適應できる能力」をもった「中堅技術者並び技能者の育成」に置いたのである。したがって、中堅技術者、技能者としての「専門的な能力」を効率的に育成するため「小学科の独自性を強化する」というものであり、ますます狭い技術的、技能的教育に拍車をかけるものであった。

前述の「後期中等教育の在り方に関する意見書」によれば、農業科の改善事項として、①「生産性の高い農業をめざして経営規模の拡大に応じ、機械

化一貫作業体系技術の習得」、②農業自営者になる環境条件をもった生徒の入学にかかわる選抜制度の改善、③農業関連産業が膨張し、生産技術が急速に発展したのに応じて、それぞれの学科の専門的技術教育の強化をするというものであった。

こうした職業教育の多様化政策の展開のなかで福島県教育産業審議会は1967(昭和42)年7月に「本県における産業教育の拡充整備について」を答申し、1969(昭和44)年1月に「本県高等学校における産業教育の多様化について」の答申をし、福島県教育委員会は、その答申をうけ職業教育の多様化政策を展開した。この二つの答申の農業に関する学科の改善事項は次のようなものであった。

- ① 農業後継者育成のため県内五地区の営農類型に即応した「大型農業自営者養成学校」の設置
- ② 農業関連産業学科を拡充し、その教育内容を産業界の動向に適應させる。例えば食品化学科、造園科の設置など。
- ③ 農業後継者の確保の上から、農村婦人の養成を積極的に進める。例えば生活科の増設。
- ④ 農業教科科目の指導にあたっては近代的農業経営者としての資質を養成する。
- ⑤ 実習の機会の拡充。

以上五項目にわたる改善事項は農村の兼業化の広がりの中で、営農類型に対応した「大型農業自営者養成」という性格を農業科にもたせ、かつ農業関連産業学科を産業界の動向に適應させ、狭い専門教育を施す小学科を配置していくことであった。これは先にみた高校多様化政策を農業科という一つの学科内においても展開していくことを意図したものであった。

### 3. 兼業化の進行と農業高校

#### (1) 就農率の低下と学科再編

前述の福島農蚕高校の就農率は1971(昭和46)年から50%台を割る状況を呈した。また相馬農業高等学校で1968年に50%台を割って49%に、69年に30%、73年には24%と激減した。1968年に、米「過剰」による減反政策が始まっており、それとともに就農率が低下しはじめていたのである。

1971年には「農村地域工業導入促進法」により、企業は、低賃金でやとうことのできる安価な労働力、安い土地、豊富な水を求めて農村部に進出していった。

これ以後農家労働力の離農化、兼業化が促進さ

れたのである。全国的には兼業農家の割合が1965年78.5%から1975年には87.6%と総兼業化の傾向を示すまでに至っている。福島県の専業・兼業別農家数の推移を示したものが表(4)である。兼業農家の割合が1968年に72.5%であったものが1972年には85.2%に増加し、総兼業化の傾向をしめしている。賃金労働者を示す第2種兼業は、1968年に29.2%であったものが、1972年には40.3%と増加し、農業就業者は賃金労働者へと急速に変わっていったことが示されている。

この兼業化の推移に並行して農家子弟の卒業生の就農率も低下する傾向を示している。表(5)は「農家子弟の新規学卒者の状況」を示したものであるが、高等学校の場合について見ると1968年の就農率は9.4%であったが、1972年には7.3%と低下し、以後兼業化の進行にともなって、激減してい

く傾向を示している。

農業就業者の離農化・兼業化の増大や、農家子弟の就農率の低下という現実のなかで、農業高校が「自立農業経営」農家の育成を目標にしている限り、農業高校の存立の基盤をも失う事態が到来したといっても過言ではあるまい。即ち、育成を必要とする土台それ自身が崩壊している時、その育成のみを目標にしてきた農業高校の役割は終わってしまったといえる。

それゆえに1973年から福島県教育審議会による高等学校の拡充整備の一環として農業科の学科再編が進行するのである。表(6)は1973年の学科再編の動向を示したものであるが、農業科が普通科に転科したのが5校、商業科に転科したものが1校、畜産が普通科に転科したのが1校、商業科に転科したのが1校、農業科に転科したのが1校、とい

表(4) 専業・兼業別農家数

単位：戸，%

	総農家数	専業農家	兼業農家		構成比			
			第1種	第2種	総農家数	専業	第1種	第2種
昭和43年	162,585	44,659	70,452	47,474	100.0	27.5	43.3	29.2
44	161,742	40,849	73,578	47,315	100.0	25.3	45.5	29.2
45	160,956	27,891	71,792	61,273	100.0	17.3	44.6	38.1
46	159,556	26,942	74,392	58,222	100.0	16.9	46.6	36.5
47	158,248	22,407	72,034	63,807	100.0	14.2	45.5	40.3

表(5) 農家子弟の新規学卒者の状況

(単位：100人)

区分	うち中学校							うち高等学校						
	卒業 者教	進学率	恒常的勤務就業率			自営業就業率		卒業 者数	進学率	恒常的勤務就業率			自営業就業率	
			計	通勤	転出	計	うち 農業			計	通勤	転出	計	うち 農業
昭40	313	67.4	25.9	4.8	21.1	6.4	3.8	129	18.6	67.4	27.1	40.3	14.7	9.3
41	314	68.2	24.8	6.5	18.3	7.0	6.1	162	19.8	66.1	24.1	42.0	13.6	9.3
42	290	70.7	23.8	6.0	17.8	3.4	3.4	167	17.4	67.7	25.8	41.9	12.0	10.2
43	266	69.5	25.2	6.0	19.2	3.0	0.4	192	14.1	68.8	27.6	41.2	9.4	9.4
44	251	71.7	21.9	5.6	16.3	4.0	3.2	172	16.9	66.3	23.6	42.7	12.8	12.2
45	235	74.0	23.8	6.8	17.0	1.3	1.3	166	16.9	68.7	26.5	42.2	9.6	9.0
46	223	76.7	20.2	4.5	15.7	2.7	2.2	200	16.0	71.5	24.0	47.5	8.5	8.5
47	222	77.0	21.2	2.7	18.5	1.4	0.9	165	22.4	67.9	18.8	49.1	7.3	6.7
48	191	80.6	18.8	2.6	16.2	0.5	—	160	22.5	69.4	25.9	43.5	5.6	5.0
49	197	84.3	13.2	3.0	10.2	—	—	147	21.1	68.0	26.2	41.8	6.1	4.1
50	165	85.5	13.9	2.7	11.2	—	—	147	29.9	62.6	23.8	38.8	3.4	3.4
51	166	88.6	10.8	1.2	9.6	—	—	141	29.8	64.5	26.2	38.3	1.4	1.4
52	149	92.6	6.0	2.0	4.0	—	—	145	27.6	67.6	31.7	35.9	2.1	1.4

う状況になっている。

このような農業科の学科再編は、兼業化による賃労働化への動きのなかで普通高校の要求が住民のなかに広がったことが背景にあった。

しかし、農業科の存続運動を地域ぐるみで行なった猪苗代高校の例もあった。地域農業と農業高校の役割を考察する貴重な遺産であるが、本論では直接の課題ではないのであらためて研究の課題としたいと考える。

表(6) 県立高等学校(全日制)の学科の再編成状況  
(1973年度)

○郡山商業	商業科(1) → 情報処理科(1)
○猪苗代	農業科(1) → 普通科(1)
○大沼	農業科(1) → 普通科(1)
	畜産科(1) → 普通科(1)
○双葉	商業科(1) → 普通科(1)
○浪江	商業科(1) → 普通科(1)
○双葉農業	畜産科(1) → 農業科(1)
○新地	農業科(1) → 普通科(1)
○原町	商業科(3) → 普通科(3)
○小高	農業科(1) → 商業科(1)
	畜産科(1) → 商業科(1)
○絞川分校	農業科(1) → 普通科(1)
○津島分校	農業科(1) → 普通科(1)
○御館分校	農業科(1) → 普通科(1)
(定時制)	家政科(1) → (全日制)
○飯坂	普通科(1)増
○本宮	普通科(1)増
○須賀川	普通科(1)増
○棚倉	普通科(1)増
○湯本	普通科(1)増
○白河農工	電気科(1)増
○岩瀬農業	家政科廃止

## (2) 後継者養成の崩壊と小学科の再編

前節で述べたように総兼業化における新規学卒者の就農率の低下のなかで、農業高校の自営者養成学科といわれた農業科・畜産科の廃止、転科が進行した。このことは「自立農業経営」農家の後継者の養成という目的それ自体を改めて検討しなければならない状況を示すものであった。

こうした状況のもとで、1974年10月に、福島県産業教育審議会は「本県における産業教育のあり方について(第一次答申)」の答申を行なった。農業科に要請される事項として三項目の答申が行なわれたのである。

「①わが国の食量の確保、生態系の維持の観点から、本県農業の動向を展望し、農業教育の質的、量的整備充実を図る必要がある。

②農業科(小学科)が1学科2学級以上設置してある場合にはそれぞれに明確な性格を持たせ教育効果をあげる方向で検討する必要がある。

③定時制課程並びに別科産業科の整備充実について検討する必要がある。」

この三項目の答申では、60年代に強調された「自立農業経営」農家の後継者育成は影をうすめている。福島県産業教育審議会に付置された「専門調査委員会報告書」によれば、「短期的な観察に止まることなく、たとえ就農の形態が多様であり、就農に時間差があっても、農業生産の担い手養成が重要なことはいささかも変りがない」と述べ、農業にすぐ役立つ教育という志向を問いなおそうとするものであった。従来の農業教育観では引きだし得ない論点といえる。しかもそれと対応するかの如く、農業教育での勤労教育の見直しの一項を設け、今までの教育は「人間性能力開発を急ぐあまり人間性開発の面がおろそかにされた側面がある。」したがって「自然の恵と生産のよろこびを味わうことのできる農業教育を小・中・高一貫した立場から充実強化する必要がある」とし、農業教育を通して「勤労の尊さ」を学びとらせる必要性を強調するのであった。ここに答申の大きな特徴があると思われる。

また、将来の就農を予想して農業高校は後継者育成を目的とすべきだとして、農業高校が「募集定員を現在より減ずれば、本県の農業と農村は崩壊する」から、定員は現状のままにすると、「専門調査委員会報告書」は述べている。

ここには農業高校の広大な実習農場を維持していくための要員の確保、あるいは農業専門科目の教員問題等複雑な問題が背景にはあったのである。

この答申は、先に見た総兼業化の広がりのなかで、農業科定員を現状のままとし、従来の農業教育の内容と方法をもって後継者育成の教育を進めようとするものであった。したがって農業高校は1970年代から1980年代にかけて生徒の「低学力、学習意欲の喪失、学習嫌い」という大きな矛盾をかかえることになるのである。

また、2学級以上をもつ小学科はそれぞれの学級の性格を持たせようという答申内容は、先の「専門調査委員会報告書」によれば、小学科の分割を

するか、あるいは小学科内にコース制を導入せよというものであった。具体的には農業高校の基幹校では「農業経営（自営）コース」と「農業技術コース」のコース制を導入し、学科再編を行うことであり、小規模校は造園科、緑地土木科への再編を行うこととされた。

これは農業科が農業自営者養成の役割としての機能を大きく縮小するものであった。しかし農業科が、それ自体の存在が問われることに対する検討がなされないまま、農業高校の存続のために、産業に対応した小学科の再編で切り抜けることを意図したものといえる。したがって自営者養成という目的を農業高校が追求することによって、農業高校の存在が問われるという教訓をいかせず農業高校にますます矛盾を生みだすことになったのである。

### 3. 農業高校の再生の視点

農業高校への志願者は1982年度の場合、表(7)に示されるように、農業土木、食品加工、緑地土木を除いて、大巾な定員割れに至っている。とりわけ、自営者養成学科といわれる、農業科、養蚕科、畜産科の志願率の低下は著しい減少をしめしている。

志願率の低下は農業高校、学科の改廃と直接に

結びつく問題であるといえる。

また、農家子弟の新規学卒者の就農率は表(5)で示したように、福島県では1982年に1.4%までに低下した。また、農業高校卒の就農率は11.8%となり、農業高校は農業自営者養成の機能を果せない状況に至っている。このような志願率の低下、就農率の低下という事態は農業高校廃止論の根拠になっている。

しかし、人間の生存に欠くことのできない農業を、目先の農業高校の諸問題によって切り捨てるような農業高校廃止論は論外であるといわねばならない。

農業高校は狭い技能的・技術的な専門教育の機関から、一般教育及び専門教育をあわせ施し、国民的教養機関としての高校に再生すべきであると考える。これは、戦前の実業教育を否定した戦後高校改革の理念の具体化という位置を持つものである。この農業高校再生の可能性が今日の農業高校の矛盾の深まりのなかで生みだされてきていると考えられる。

国民的教養の機関としての農業高校の再生の課題として、一般教育と専門教育の関連、実習の位置づけと理論の結合、農業の教育的意義の検討など究明すべきことは多い。また農業高校は今日の

表(7) 農業高校入学志願者一覧表 (昭57.2.16願書受付切現在)

学 校	科	定 員	志願者	倍 率	昨年最終倍率	学 校	科	定 員	志願者	倍 率	昨年最終倍率
福 島 農 蚕	農 蚕	80	39	0.49	0.78	会 津 農 林	農	69	42	0.61	0.87
	蚕	40	6	0.15	0.39		園	40	5	0.13	0.54
	土 木	31	48	1.55	1.68		林	40	11	0.28	0.54
	畜	39	8	0.21	0.41		食加	39	35	0.9	1.08
	園	36	29	0.81	0.91		耶 麻 農	40	17	0.43	0.58
	生活	68	85	1.25	0.83		田 島 農	38	30	0.79	—
安 達 東 農	農	39	26	0.67	0.67	磐 城 農	37	22	0.59	—	
	農	68	54	0.86	0.75	緑土	31	37	1.19	1.34	
	畜	37	13	0.35	0.53	園	37	26	0.7	1.08	
	園	38	14	0.37	0.88	生	69	58	0.84	0.94	
	食加	30	44	1.47	1.47	双 葉 農	40	33	0.83	0.36	
	農工	30	29	0.97	1.25	土 木	39	39	1.0	0.78	
白 河 実 業	生活	60	39	0.65	0.92	相 馬 農	76	27	0.36	0.81	
	農	72	51	0.71	0.95	園	40	12	0.3	0.79	
	農	33	16	0.48	0.76	食加	38	45	1.18	1.0	
	園	40	12	0.3	0.43	相 農 飯 館	37	25	0.68	0.85	
	園	40	12	0.3	0.43						
	農	40	21	0.53	0.42						

入学定員に端数があるのは推薦入学内定者分を除いてあるため

学区制, 入試選抜制度によってもたらされる矛盾も多い。人間の教育としての農業教育, 広い意味での職業教育を確立する制度改革が求められているといえよう。

(境野 健児)

【註】

- (1) 入江宏「町人社会の教育——丁稚奉公制度——」『日本教育史1』(講談社, 昭和51年1月)。
- (2) 阿部重孝「中学校教育の問題」『著作集第5巻』(日本図書刊行センター, 昭和58年3月)。
- (3) 阿部重孝・前掲書。
- (4) 『学校の歴史第3巻 中学校・高等学校の歴史』(第一法規, 昭和54年5月)。
- (5) 『日本近代教育百年史 第4巻』(昭和49年3月) 335頁。
- (6) 佐々木享「日本資本主義の発展と中等教育」『高校教育論』(昭和51年5月)。
- (7) 大石嘉一郎「戦後日本資本主義の歴史的 position と戦後改革」『講座 今日日本資本主義』(大月書店, 昭56年) 36頁。
- (8) 前掲書。
- (9) 『近代日本教育制度史料第23巻』, 326頁。
- (10) 『戦後日本の教育改革 5 学校制度』(東大出版会, 昭和47年9月), 第四章。
- (11) 勝田守一「学校の機能と役割」『著作集第5巻』(国土社), 48~49頁。
- (12) その克服の展望も含めては最近は, 『人間発達の経済学』(基礎経済科学研究所編), 『講座現代経済学』(全6巻, 青木書店) が刊行されている。
- (13) 芝田進午『人間性と人格の理論』(青木書店, 1961年) 参照。
- (14) 坂本宜夫「高校教育入試制度をどう把握し問題とするか」(「県民のための高校像を求めて」福島県教職員組合連合教育研究所, 1970年9月)
- (15) 福島県産業教育審議会「福島県農業教育振興上 当面改善すべき措置について(建議)」(昭和56年2月27日) の付属資料。
- (16) 伊豆野直徳「福島県における『体質改善』の現状と問題点」(「研究報告Ⅲ」福島県教職員組合連合教育師研究所, 1965年3月)
- (17) 「県勢振興計画」では「総合制」と規定しているが実際は「複数学科配置校」と呼ぶべきであって, あたかも総合制高校が存在したかのように言及するのは事実において誤っている。
- (18) 福島県「県勢振興計画」(1960年12月), 257頁。
- (19) 福島県教育委員会「福島県長期総合教育計画」(1965年4月), 15頁。
- (20) 同上 169頁。
- (21) 同上 178~179頁。
- (22) 福島県議会事務局調査課「農業のあとつぎ問題」(昭和42年1月), 7頁。
- (23) 経済審議会「経済発展における人的能力開発の課題と対策」(昭和37年9月), 174頁。
- (24) 福島農蚕高等学校 福農史編集委員会「福農史」(昭和54年3月), 739頁。
- (25) 宮原誠一「農業の近代化と青年教育の動向」(「農業の近代化と青年の教育」1964年所収), 37頁。
- (26) (12)に同じ, 816頁。
- (27) 福島県「福島県の農業」(昭和47年2月)
- (28) 福島県農業経済研究所「農業就業構造に関する調査研究」(昭和53年1月), 75頁。
- (29) 仲村哲郎「福島県に於ける職業高校に対する政策動向と教育運動」(「職業高校の諸問題と改革の課題」福島県教職員組合連合教育研究所, 1982年5月)
- (30) 治田孝三「農業科の実習をどう改善するか」(「職業高校の諸問題と改革の課題」福島県教職員組合連合教育研究所), (1982年5月)



## The Idea and the Subject of The Upper Middle School After W. W. II

Takashi Hata      Kenji Sakaino

The purpose of the present article is to examine the idea and the actual condition of the upper middle school, which is the focus of the educational problem post war.

At first, we refer to the character of the middle school in the pre-war Japanese system of education.